

宮崎県へき地・小規模校教育研究連盟規約

(名 称)

第 1 条 この連盟は、宮崎県へき地・小規模校教育研究連盟と称する。

(目 的)

第 2 条 この連盟は、各教育機関との連絡を密にし、本県へき地教育の振興、複式指導の充実、小規模学校教育の充実・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究物の相互交換
- 2 研究会、講習会等現職教育のための諸会合
- 3 研究発表及び児童・生徒の研究物、作品の交換
- 4 研究集録等の発行
- 5 各研究機関や九州地区へき地教育連盟及び全国へき地教育連盟との連携
- 6 その他、へき地教育振興上必要な事項

(構成員)

第 4 条 この連盟は、次の学校に所属する職員で構成する。

- 1 へき地指定校及びそれに準ずる学校
- 2 平地校における複式学級を有する学校（分校を含む）
- 3 前項を所管する市町村教育委員会
- 4 この趣旨に賛同する学校（小規模学校等）

(支 部)

第 5 条 この連盟に次の各支部を設け、支部長を置く。

宮崎・児湯 南那珂 北諸県 西諸県 延岡 日向・門川・美郷 諸塚
椎葉 高千穂・日之影 五ヶ瀬 以上 10 支部

(事務局)

第 6 条 この連盟の事務局は、会長の定める場所に置く。

総務事務局を、事務局担当の所属校とする。

会計事務局を、会計担当の所属校とする。

(役 員)

第 7 条 この連盟に次の役員を置く。

会 長（1）、副会長（1）、事務局長（1）、会計（1）、専門部長等（4）
監 事（2）

(役員を選出と任務)

第 8 条 役員を選出と任務は次のとおりとする。

- 1 会長及び副会長は、支部長の互選とする。
- 2 会長は本連盟を代表し連盟の業務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長及び会計は会長が委嘱し、書記・会計並びに本連盟の事業・事務を行う。
- 5 専門部長は会長が委嘱し、各専門部を統括し、担当業務を行う。
- 6 支部長は、各支部で選出し、連盟の協議に加わり、いっさいの決議をす

る。

(顧問)

第 9 条 この連盟には、第 2 条の目的を達成するために顧問をおくことができる。

(役員任期)

第 10 条 この連盟の役員と顧問の任期は各 1 年とする。ただし、再選はさまたげない。

(会議)

第 11 条 この連盟の会議は次の通りとする。

1 支部長会 2 支部総会 3 支部役員会

(会議の招集)

第 12 条 この連盟の会議は、会長がこれを招集する。ただし、支部長の 2 分の 1 以上の要求によって開くことができる。

(議決)

第 13 条 この連盟の事業については、支部長会において決定する。

(各部団体への参加)

第 14 条 この連盟は、九州地区へき地教育研究連盟、全国へき地教育研究連盟に加入し、各業務の提携並びに規約に従う。

(経費)

第 15 条 この連盟の経費は、会費その他の収入による。この連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改廃)

第 16 条 この規約の改廃は支部長会で決める。

この規約は、昭和 34 年 4 月 1 日より施行する。

附則 1 平成 7 年 4 月 1 日一部改正

附則 2 平成 8 年 4 月 1 日一部改正

附則 3 平成 18 年 4 月 1 日一部改正

附則 4 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

附則 5 平成 23 年 2 月 18 日一部改正

附則 6 平成 27 年 5 月 11 日一部改正